

パブリック・コメント募集中

パブリック・コメント制度とは、市がさまざまな計画や条例などを策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度です。この度、三島市では健康づくり条例の制定にあたり、下記によりパブリック・コメントを募集いたします。

記

案件名	三島市健康づくり条例要綱案
趣旨	心身の健康を維持、向上し、生活の質を高めるため、基本理念や基本的な施策、市民、事業者、保健医療関係者、行政の役割を明確にした「三島市健康づくり条例」を制定するものです。
資料	三島市健康づくり条例要綱案 三島市健康づくり条例要綱案の概念図 施設に備え付けの資料をご覧ください。また、三島市のホームページからダウンロードすることができます。 URL http://www.city.mishima.shizuoka.jp/websystem/pubcom/index.html
応募対象者	1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市内に存する事務所または事業所に勤務する者 4 市内に存する学校に在学する者 5 その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者
意見の応募期間	平成23年12月9日(金)から平成24年1月8日(日) 必着
意見の提出方法とあて先	1 三島市のホームページから提出する場合：インターネットで「三島市パブリック・コメント」を検索してください。パブリック・コメントの入力するフォームがありますので、項目にそって内容を入力後、送信ボタンを押してください。 2 郵送の場合：〒411-0832 三島市南二日町8-35 三島市役所健康増進課健康増進企画室 3 ファクシミリの場合：055-976-8896 4 電子メールの場合：kenzou@city.mishima.shizuoka.jp 5 持参の場合：三島市南二日町8-35（三島市立保健センター） 三島市役所健康増進課健康増進企画室へ 応募期間内の平日8:30~17:15の間にご持参ください。 2から5の方法でパブリック・コメントを提出する場合は、備え付けの各案件の「パブリック・コメント用紙」をご利用ください。なお、三島市パブリック・コメントのホームページでは、この用紙をPDF版、WORD版のファイル形式により掲載しています。
意見提出時の注意事項	1 提出者(ご自分)が応募対象のうち、次のア～オのどれに該当するか必ずお選びいただきます。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ 市内に存する学校に在学する者 オ その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者 2 提出者の住所(または所在)、氏名(又は団体名)、連絡先等(電話番号、メールアドレス等)について記載してください。 3 意見をするとき、案件のどの部分の意見(資料の○ページ○行目についての意見等)かを明確にし、意見内容を記載してください。
意見の取扱い	市ホームページに掲載するとともに健康増進課、行政課、情報公開コーナー、公民館(北上、錦田、中郷、坂)、生涯学習センターで閲覧又は資料配布の方法により公表します。 なお、提出された意見への個別回答はいたしません。
お問合せ	〒411-0832 三島市南二日町8-35 三島市役所健康増進課健康増進企画室 電話 055-973-3700 E-mail: kenzou@city.mishima.shizuoka.jp